

- 新年のごあいさつ 理事長/尾崎 英俊
 (別紙) ●国保問題特別検討委員会からのお知らせ
- 知って安心!!平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります
- 平成19年度保健事業 第3弾 “中伊豆 河津七滝ハイキングと大滝温泉「天城荘」の名物猪鍋”

新年のごあいさつ



神奈川県薬剤師国民健康保険組合
 理事長 尾崎 英俊

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様にはさわやかな新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、これまで本誌でもたびたびお知らせしてまいりましたが、いよいよ今年4月から後期高齢者医療制度と医療保険者に対する特定健診及び保健指導の義務化がスタートします。

どちらも本組合は勿論、他の医療保険者にもその運営に大きく影響する重要な制度改革であります。

先ず、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の方は各都道府県の広域連合に移行していただくことになり、高齢者の加入率の高い本組合では、平成20年度中には対象となる約430名の方が本組合の被保険者資格を喪失することになります。

更に、その方が組合員の場合は75歳未満のご家族や従業員の方も本組合の被保険者資格を喪失することになります。

その救済措置として国保法の改正により、希望する方は被保険者でない「組合員」として組合に残っていただくことが可能になりました。

私は、その場合の諸条件について、昨年8月11日に国保問題特別検討委員会に諮問し、同年11月27日に山本哲朗委員長から(別紙)のとおり「答申」がありましたので参考までにお知らせします。

また、「組合員」として組合に残った場合のメリットと後期高齢者医療制度の概要を事務局が次ページにまとめましたので対象となる方は勿論、それ以外の方も同制度が薬剤師国保にどう係わってくるのか、ご一読いただきたいと思ひます。

いずれにしろ、今回の医療制度改革の趣旨をご理解いただくと共に薬剤師国保の健全な運営のためにも対象者全員の方に「組合員資格を継続」していただき、加入者数並びに被保険者数を確保したいと切望する次第です。

なお、40歳以上の被保険者を対象にした特定健診及び保健指導につきましては、厚労省の指針に基づき特定健診等実施計画書を作成し、初年度の目標値である特定健診15%、保健指導5%を達成するために従来の契約健診機関に加え身近な医療機関でも受診ができるように健保連を代表保険者とする神奈川県保険者協議会において、神奈川県医師会等と集合契約をすすめるなど4月の実施に向けた体制等の整備を行っているところです。

詳細については、次号でお知らせいたします。

最後になりましたが、組合員並びにご家族の皆様のご健勝を祈願して新年のご挨拶とさせていただきます。

知って
安心!!

平成20年4月から75歳以上の方の医療制度『後期高齢者医療制度』が始まります!

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の方及び65歳以上で老人保健制度において障害認定を受けている方は、医療保険が『薬剤師国保』から『後期高齢者医療制度』に切り替わり、新しい保険証で医療を受けることになります。

『組合員資格』の継続とは…?

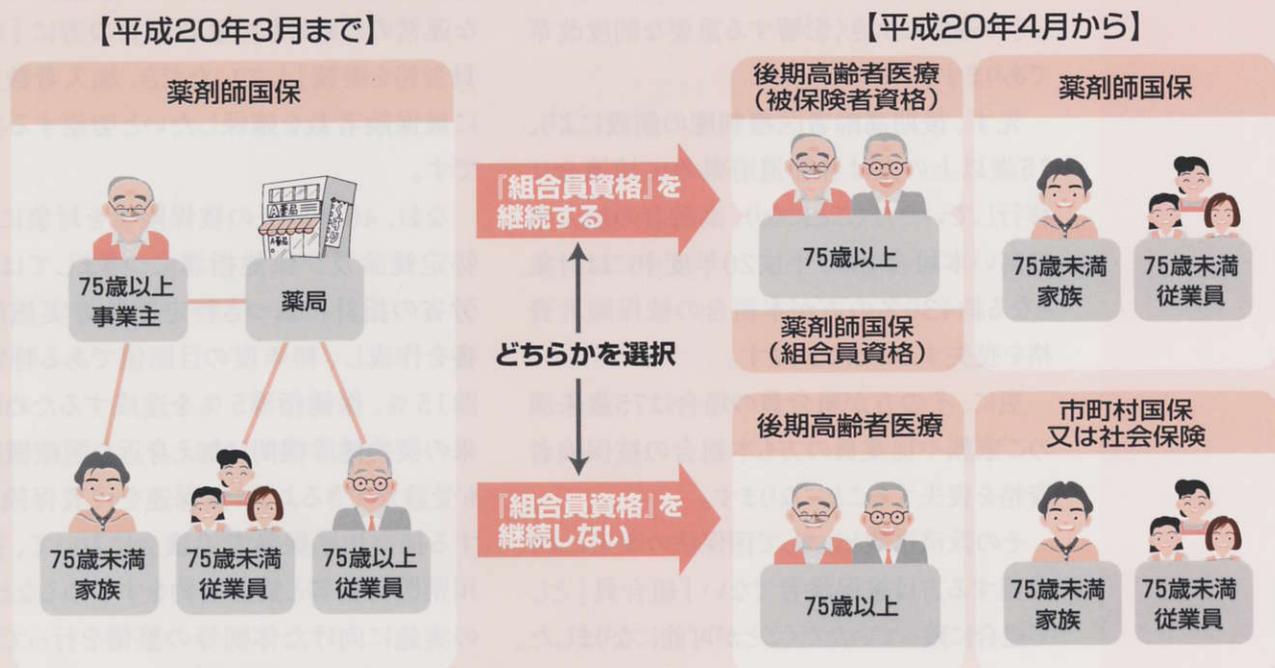
国民健康保険組合は全国に165組合ありますが、政府管掌健康保険や企業の健康保険組合などの社会保険(いわゆる「サラリーマン」の健康保険)よりも、75歳以上の方が大勢加入しています。この度の新制度創設により、75歳以上の組合員が脱退するとそれに伴い、75歳未満の家族や従業員も組合を脱退することになります。

そのため国は、国保組合の組合員が後期高齢者医療制度に移行しても、組合員資格を継続できるように法律の改正を行いました。それにより、75歳以上の方が『※組合員資格』を継続すると、75歳未満の家族や従業員は組合に残ることができるようになりました。

※『組合員資格』:医療は受けられませんが、組合が実施するレクリエーション等の保健事業のみ参加できる資格です。

75歳以上の組合員の方へ 75歳未満の家族や従業員を組合に残すには…?

重要! 薬剤師国保の『組合員資格』を継続して下さい!



重要!

※『組合員資格』を継続しても、しなくても、75歳以上の方の医療保険は全員、後期高齢者医療制度に移行します。保険証は後期高齢者医療広域連合から新たに交付され、薬剤師国保の保険証は使用できなくなります。

組合員資格の継続に関するQ&A

Q1 組合員資格を継続すると、有利な点はありますか？

A1 ポイント①75歳未満の家族や従業員とその家族の方は、今までと変わらず薬剤師国保に残ることができます。

ポイント②国保のしおりをはじめ、年3回発行の組合報が配布されます。また、ウォーキング事業やバス旅行に年1回参加できます。

Q2 組合員資格を継続した場合の保険料はどうなるのですか？

A2 『組合員資格』を継続すると、75歳以上の組合員の方は後期高齢者医療と薬剤師国保の二本立てとなり、両方に応分の保険料を支払うことになります。後期高齢者医療の保険料は、全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。薬剤師国保の保険料は月額1,000円(上記A1:ポイント②の保健事業分の保険料として)を予定しています。

Q3 組合員資格を継続しない場合は、75歳未満の家族や従業員の医療保険はどうなるのですか？

A3 薬剤師国保を脱退し、別の医療保険に加入することになります。法人事業所と正社員が5人以上の個人事業所は社会保険加入(保険料の事業所負担分、個人負担分の増額が見込まれます)、その他の個人事業所は市町村国保への加入となります(収入によっては、保険料の増額が見込まれます)。

以上の点から本組合としては、平成20年4月以降も組合員の皆様に組合員資格を継続して頂くことをお願いします。該当される方には順次、意向調査を行いますので、期限内のご回答をお願いします。

・・・国保組合からのお知らせ・・・

●70～74歳の方※の窓口負担について

現在	平成20年4月～
1割	2割 1割
	※ただし、平成20年4月から一年間

なお、現在お持ちの高齢受給者証については3月に再発行いたします。

※既に3割負担を頂いている方、老人保健制度において障害認定を受けている方を除きます。

・・・お詫びと訂正・・・

平成19年8月発行の神薬国保第79号中、見開き左ページの一番下の行、『(薬剤師国保の被保険者証の有効期限は家族の方も含め、平成20年3月31日までとなります。)』の一文を削除します。お詫びの上、訂正致します。



“中伊豆 河津七滝ハイキングと 大滝温泉 天城荘の名物猪鍋”

今回の旅は、中伊豆のバス旅行&河津七滝巡りミニハイキングのコースです。

河津七滝の中で最も大きな「大滝」下に湧き出した大滝温泉にある「天城荘」は、10万坪の庭内に、趣向を凝らした15の露天風呂と14の館内風呂が自慢の温泉宿です。森林浴と七滝ハイキングを楽しんだあとは、温泉巡りで疲れた身体を癒してください。

お楽しみの昼食は、冬季限定の猪鍋の会席膳を用意しました。天城名物の野趣あふれる猪鍋を堪能してください。

…今回の旅のポイント…

河津七滝(ななだる)ハイキング…遊歩百選にもなった踊子歩道の一部で、大小7つの滝をめぐる手軽な散策コース(所要約50分)です。基点となる水垂(みずたれ)から吊り橋を渡り、最初の「釜滝」、エビの尾ひれに似ているところから名がつけられた「エビ滝」、玄武岩の模様が、蛇のウロコに似ている「蛇滝」、「踊り子と私のブロンズ像」の奥に優雅に落ちる「初景滝」、七滝の中で一番小さな「カニ滝」、支流の沼の川と合流する「出合滝」、そして昼食場所の天城荘近くにある七滝最大の高さ30mの「大滝」を巡るハイキングコースで、「大滝」付近には国の天然記念物の「ナチシダ」が自生しています。

期 日：平成20年3月16日(日)

募集人員：80名(2月13日締切り、当日消印有効、お申し込み多数の場合は抽選により参加者を決定します。)

参加費：大人1人 4,000円、小人 1人2,500円

(参加費には、バス代、昼食代及び入湯料が含まれます。)

申し込み方法：同封の参加申込書をFax又は郵送で組合へお送り下さい。

行程

横浜駅西口「天理ビル前」8:00出発

七滝ハイキング(所要約50分の手軽な散策コースです)

…徒歩になります…

七滝温泉「天城荘」(猪鍋の昼食と温泉浴をお楽しみ下さい)

中伊豆ワイナリー(見学と試飲)

横浜駅西口「天理ビル前」19:00着(予定)



「踊り子と私」のブロンズ像の奥に落ちる「初景滝」

「第5回健康ウォーク」のお知らせ(予告)

昨年9月30日(日)実施予定だった第5回健康ウォーク“生田緑地ハイキング”は、雨天のため中止になりましたが、楽しみにしていた参加予定の皆さんからの要望があり、下記日程で改めて実施することになりました。詳細は、次号でご案内いたします。

期 日：平成20年5月25日(日)(雨天の場合は、6月8日に延期)

行 程：向ヶ丘遊園駅→長者穴古墳群→柘形山展望台→戸隠不動跡→ホテルの里→伝統工芸館前→岡本太郎美術館前→奥の池→日本民家園(奥の門)解散後自由散策

(別紙)

…国保問題特別検討委員会からのお知らせ…

国保問題特別検討委員会(委員長 山本哲朗理事)は、平成19年8月11日付けで尾崎理事長から次の項目について諮問を受けました。

諮問の内容

- I 後期高齢者の組合員資格について
- II 後期高齢者が継続加入する場合の保険料(医療分を除く保健事業分)について
- III 後期高齢者が継続加入する場合の保健事業について
- IV 後期高齢者支援金について

標記の諮問を受け、同年11月20日に同委員会を開催し一定の結論を得ましたので、次のとおり理事長に答申いたしました。

答申の内容

- I 後期高齢者の組合員資格について
 - 1 組合員としての継続加入は認めることとする。
 - 2 後期高齢者が継続加入する組合員の範囲は、第1種組合員、第2種組合員並びに第3種組合員とする。
- II 後期高齢者が継続加入する場合の保険料(医療分を除く保健事業分)について
 - 1 保険料は、1人月額1,000円とする。
- III 後期高齢者が継続加入する場合の保健事業について
 - 1 組合報の配布(年3回)
 - 2 保健指導書の配布(年3回)
 - 3 保健事業への参加(年1回)とする。
- IV 後期高齢者支援金について※
 - 1 保険料(後期高齢者支援金分)は、1人月額3,000円とする。
 - 2 保険料(後期高齢者支援金分)は、医療保険料を3,000円引き下げて賦課する。
- V その他
 - 1 後期高齢者医療制度における本組合の対応は、3年を目途に見直すこととする。

…国保組合からのお知らせ…

国保問題特別検討委員会の答申を受けて、平成19年12月12日に開催した理事会で審議をいたしました結果、次の項目については答申どおりとし、本年3月開催の第98回通常組合会での議決を経て平成20年4月1日から実施する予定です。

なお、正式には「神薬国保第81号」に「公告」します。

- I 後期高齢者の組合員資格について
- II 後期高齢者が継続加入する場合の保険料(医療分を除く保健事業分)について
- III 後期高齢者が継続加入する場合の保健事業について
- IV 後期高齢者支援金について※

※後期高齢者支援金:後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、国・県・市負担(5割)、医療保険者負担(4割)、後期高齢者の保険料負担(1割)となっていて、医療保険者負担分は、後期高齢者支援金として加入者数に応じて拠出することになります。